

I. 令和6年度関税改正を巡る諸情勢

新型コロナウイルス感染症やAIを始めとする技術革新、デジタル化の進展等により内外の経済・社会構造は大きく変動し、税関を取り巻く環境も急速に変化している。

越境EC（電子商取引）の利用拡大に伴い、航空貨物の輸入許可件数は大幅な増加傾向にあり、海上貨物についても、近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から移行したことによる輸入許可件数の増加・高止まりが見られる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大きく落ち込んだ入国者数は、本年10月に感染拡大前の水準を超えた。このように、物流・人流ともに増加基調となっている中、本年のG7広島サミットに続き、来年度以降も大阪・関西万博など大規模な国際イベントが予定されており、迅速な通関を確保しつつ、覚醒剤や大麻などの不正薬物やテロ関連物資等の密輸阻止の観点から厳格な水際取締りを行うことが求められている。

また、ロシア等に対する経済制裁の実効性確保や、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出といった経済安全保障上の脅威への対処等に関して税関の果たすべき役割の重要度が増してきており、輸出面を中心とした水際取締りにも重点的に取り組むことが求められている。

さらに、近年、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、日EU経済連携協定、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定といった大型の経済連携協定（EPA）が次々と発効した結果、我が国の貿易総額に占めるEPA等が発効済の国・地域との貿易額の割合は約8割となっており、EPA等の利用促進等も重要な課題となっている。

このような環境の変化に的確に対応する観点から、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」（令和4年11月公表）に掲げられた、先端技術を活用した取締・検査機器の適正な配備、審査・検査・事後調査を含めた税関の体制の整備・充実、貿易関係者等へのきめ細やかな情報提供、世界税関機構（WCO）や国内外の関係機関・関係事業者等との連携強化、税関手続の一層のデジタル化などの施策について、本年6月に公表した工程表に沿って引き続き取り組んでいくことが必要である。

これらに加え、経済・社会の実態等に即した適切な関税率の設定・関税制度の整備等を通じて、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」、「貿易円滑化の推進」の着実な遂行を図る観点から、令和6年度において、下記の改正を行うことが適当である。

II. 令和6年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方に沿って検討を行った結果、令和6年3月31日に適用期限が到来する412品目に係る暫定税率のうち、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（PVC手袋）を除く411品目について、その期限を令和7年3月31日まで延長することが適当である。

(2) 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化に伴う輸入急増時等の安全弁として設けられた制度である。

同制度の対象となる品目は、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和6年3月31日に到来する適用期限を令和7年3月31日まで延長することが適当である。

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

CPTPPにおいて加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

加糖調製品に係る暫定税率については、

- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
- ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること
- ・ 加糖調製品全体の輸入量は減少しているものの、CPTPPの枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い一部のCPTPP加盟国からの輸入量は増加していることから、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加する可能性も否定できないこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に係る取組が進められていること
- ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により国

産の砂糖の価格上昇が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること

- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であること

等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち5品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率引下げを行うことが適当である。

また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求めることが適当である。その際、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることが求められる。

(4) ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（PVC手袋）

PVC手袋は、医療等の現場において、感染症対策や清掃、汚物処理のような衛生確保が必要な場合等において幅広く使用されている。

PVC手袋については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な需給逼迫に伴う調達価格の高騰を受け、関税負担の軽減を図るため、令和3年度から無税の暫定税率を設定し、令和4年度以降、その適用期限を延長してきたところである。

現在、PVC手袋の需給逼迫は解消し、調達価格も新型コロナウイルス感染症の発生前と同水準となっている。また、国内にPVC手袋を常時生産する者はいない一方、用途の一部が重複し競合関係にあるポリエチレン手袋については国内産業保護のために関税有税となっており、需給逼迫が解消した状況においてPVC手袋に係る無税の暫定税率を維持することは、ポリエチレン手袋の国内生産に影響を及ぼす可能性がある。以上を踏まえ、PVC手袋に係る暫定税率を撤廃することが適当である。

(5) 沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）

沖縄振興特別措置法に基づく各種税制上の特例措置のうち、関税制度上の特例措置の一つである特定免税店制度の適用期限が令和6年3月31日に到来する。同制度については、沖縄の観光振興に一定の効果があること等に鑑み、適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長することが適当である。

2. 個別品目の関税率の見直し

ルイボス（注）については、これまで、関税率表第1212.99号「その他の植物性生産品」（実行税率3%）として分類されていたが、令和4年9月のHS委員会（関税分類の国際会議）において、関税率表第1211.90号「主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するその他の植物及びその部分」（実行税率2.5%）として分類することが決定された。

H S委員会の決定に従い、ルイボスの分類を第 1212.99 号から第 1211.90 号へと変更するに当たり、移行先において適用される関税率が、現行の関税率の水準を下回っていると、引き続き国内産業を保護する観点から、第 1211.90 号において税細分を新設した上で現行と同水準の関税率を設定することが適当である。

(注) 南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木であり、2～3mm 幅に切った葉がルイボスティーの原料となる。

3. 特例申告納期限延長に係る担保の取扱いの緩和

国際物流を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、国際物流のセキュリティ確保と更なる貿易の円滑化を両立させることで、安全・安心な社会を実現するとともに我が国の国際競争力を高めることがますます重要となっており、税関としては、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された A E O 事業者とのパートナーシップ強化及び A E O 制度の利用拡大を通じてこれに貢献していくことが求められている。

こうした背景のもと、越境 E C の拡大に伴い輸入許可件数が増加していることを受け、税関は限られたリソースを相対的にリスクが高い輸入者の貨物検査等に集中的に投入することを可能とする必要があり、この観点からも A E O 制度の利用拡大を進めることが重要となっている。

この点、A E O 事業者として税関長の承認を受けた輸入者である特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和することは、輸入手続に係るコストを低減させる等のメリットがあり、特例輸入者の増加及び A E O 制度の利用拡大につながるものと考えられる。

特例輸入者は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者であり、税関は、特例輸入者の承認に際して、その資質や財務状況、納税に関する法令遵守の状況等を十分に審査している。また、承認後においても、事後監査等を通じて納税手続の履行状況及び財務状況を確認していることに加え、仮に特例輸入者が納税義務を怠った場合等にはその承認を取り消すことが可能となっている。これらのことから、特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和したとしても、適正な納税は十分に確保されると見込まれる。

以上を踏まえ、特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保については、現行の、税関長が必ず提供を求める「必要担保」から、税関長が関税の保全のために必要があると認めるときに限り提供を命ずる「保全担保」へと緩和することが適当である。また、特例申告納期限延長に係る担保については内国消費税等においても必要担保とされているため、特例輸入者の利便性を考慮し、一の特例申告貨物に対し税目によって担保の取扱いが異なることにならないよう、内国消費税等についても関税と同様に保全担保に緩和することが適当である。

4. その他

(1) 納税環境の整備（更正の請求に係る重加算税制度の見直し）

現行の関税制度において、過少申告加算税又は無申告加算税が賦課される場合に、納税義務者が、課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実を仮装・隠蔽したところに基づき納税申告等をしていたときは、過少申告加算税又は無申告加算税に代え重加算税（過少申告の場合は35%、無申告の場合は40%）を賦課することとされている。他方、納税義務者が、納税申告等をした後に、仮装・隠蔽したところに基づき更正の請求をしていた場合については重加算税を賦課することができず、過少申告加算税（10%）又は無申告加算税（15%）の賦課にとどまっている。

内国税においても同様の制度となっているが、納税申告と更正の請求という税務当局に対する手続の違いによって仮装・隠蔽行為が行われた場合の行政上の制裁の水準が異なることは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要があるとして、令和6年度税制改正において、仮装・隠蔽したところに基づき更正の請求を行った場合についても重加算税の賦課の対象に加えることとしている。

関税においても、更正の請求に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要がある点は内国税と同様であることから、内国税の改正に合わせ、仮装・隠蔽したところに基づき更正の請求を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当である。

(2) 給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置

現在、幼稚園、小学校等の学校及び児童福祉施設等において提供される給食用の脱脂粉乳について関税の軽減措置が講じられている。一方、児童福祉法の改正により令和6年4月から同法上の児童福祉施設として新設される里親支援センターについては給食の提供が想定されないため、本軽減措置の対象から除外することが適当である。

(3) 急増する輸入貨物への対応

近年、越境ECの拡大に伴い輸入許可件数が大幅な増加傾向にあるが、近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から海上貨物に移行していることにより、海上貨物の輸入許可件数も増加・高止まりしている。このため、少額免税の対象となる通販貨物である等の一定の要件を満たす海上貨物について、航空貨物と同様に輸入申告項目の一部を省略する等、簡易な通関手続を整備することが適当である。